

小規模施設特定有線一般放送に係る届出の提出先フローチャート

放送に係る業務（ソフト関係）

放送に係る設備（ハード関係）

業務開始届
※承継届・解散届・廃止届も同様

変更届

有線電気通信設備設置届
※変更届・廃止届も同様

① 設備の規模が51端子以上500端子以下

いいえ
業務開始届は不要
501端子以上は、総務大臣に登録申請

変更前の設備が左の①～④を全て満たす

② 基幹放送の同時再放送のみ

いいえ

はい
変更後の設備が左の①～④を全て満たす

いいえ
変更後の設備が左の①～④を全て満たす

③ 区域外再放送・有料放送を行っていない

いいえ

はい
・総務大臣へ開始届※1,2
・都道府県知事へ廃止届

④ 施設の設置場所及び業務区域が一の都道府県の区域内

いいえ

はい
・都道府県知事へ開始届
・総務大臣へ廃止届

都道府県知事

総務大臣

※1 端子数が50端子以下になる場合は放送法の適用除外のため届出不要。有電法の手続が必要。
 ※2 501端子以上になる場合は総務大臣に登録申請。有電法の廃止届。